

「市役所へのよくある質問 Q&A BOOK」協働発行业務実施事業者公募要領

1 趣旨

市民の暮らしに役立つ情報提供を目的として、市役所の窓口等に寄せられる質問とそれに対する回答をまとめた書籍「市役所へのよくある質問 Q&A BOOK」を、米子市と民間の事業者が協働して発行するに当たり、当該事業者を募集する。

2 事業名

「市役所へのよくある質問 Q&A BOOK」協働発行业務

3 事業内容

別添『「市役所へのよくある質問 Q&A BOOK」協働発行业務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

4 事業実施期間

協定の締結日から発行の日まで

5 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 参加申込書の提出日において、米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 米子市税等の滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 本事業と類似する業務の実績を有していること。

6 参加に係る書類の配布方法

米子市ホームページで配布する。

7 応募手続

応募する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
平成31年5月13日（月）午後5時15分
- (2) 提出先
米子市総務部秘書広報課
〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
電話：(0859) 23-5372
ファクシミリ：(0859) 23-5395

電子メール：hisho@city.yonago.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、受付時間は、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、提出期限の日の午後5時15分必着とする。

(4) 提出書類

番号	提出書類	様式	備考
1	企画提案申込書	様式1	
2	企画提案書	—	
3	見本誌	—	他市町村等と協働発行した、類似のもの（コピーも可）
4	事業者概要書	様式2	
5	市税納付確同意書兼誓約書	様式3	米子市の平成31年度における物品、役務等の指名競争入札への参加資格に登録済みの場合は提出不要とする。
6	消費税等納税証明書	—	同上
7	役員等調書兼照会承諾書	様式4	同上
8	委任状	任意	本プロポーザルへの参加に関する権限を委任する場合に限る。

番号2の企画提案書及び3の見本誌については5部、それ以外は1部提出するものとする。

8 企画提案書作成要領

仕様書に従い、「市役所へのよくある質問 Q&A BOOK」の発行に関し必要な事項等を提案すること。なお、企画提案書には、次に掲げる事項を必ず明記すること。

(1) 業務実施体制

(2) 事業スケジュール

(3) 類似事業の実績

(4) 米子市と事業者の役割分担

(5) 発行部数

(6) 規格（使用する用紙及び刷り色）

(7) 内容提案

ア 総ページ数、各情報ページ数及び掲載割合並びに広告掲載割合

イ 掲載内容の一例（見本誌で確認できる場合は除く。）

ウ 全国の市町村に寄せられる汎用的な質問と回答の一例（イと同様とする。）

エ 構成及びレイアウト

(8) 広告募集計画

募集方法、募集期間、掲載予定数、米子市へ協力を要請する事項等及び掲載基準

9 留意点

(1) 提出書類の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。また、提出された書類は、返却しない。

(2) 書類の提出等、応募に係る経費は、全て応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類は、事業者の選定及び選定後の事業運営の目的以外の目的のために、提出者に無断で使用しない。ただし、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の規定に基づき、提出書類の全部又は一部を公開することがある。

1 0 質問書の受付

募集の内容に関する質問は、質問書（様式5）によるものとし、次に掲げるところにより、受付及び回答を行う。

(1) 受付期限

平成31年5月9日（木）午後5時15分

(2) 提出先

7（2）に同じ

(3) 提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによる。（電話による質問は、受け付けない。）

(4) 回答方法

応募事業者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

1 1 選定方法等

(1) 参加資格審査

応募事業者の提出書類の内容が、応募資格を満たしているかどうかの審査を行う。

(2) 企画提案内容審査

ア 審査方法

提出いただいた書類等に基づき、公正な審議を実施した上で、事業実施者を選定する。ただし、評価が最も上位又は応募事業者が1者のみである場合であっても、一定の評価に達していないときは、取扱い事業者の候補者として選定しない。

イ 審査結果の通知

選定結果は全ての応募者に通知するが、選定経過については、一切公表しない。また、選定結果に対しての異議の申立は受け付けない。

1 2 協定書の締結

米子市は、選定した事業者の候補者と速やかに本事業の実施に関する協議を行い、当該協議が調った場合は、本事業の実施に関する協定を締結する。

ただし、米子市と事業者の候補者との間において協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者から順に協議を行う。